



労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案の概要について（諮問）

第185回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部

労働衛生課・化学物質対策課

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案の概要

1. 政令案の趣旨

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号。以下「改正法」という。）附則第1条において、改正法の施行期日はその内容ごとに、施行期日を定めているところ、本政令では、ストレスチェックの義務の対象拡大については公布の日（令和7年5月14日）から起算して3年を超えない範囲内において、化学物質の危険性・有害性情報の通知等機能強化については公布の日から起算して5年を超えない範囲内において、それぞれ政令で定めることとされている施行期日を定めるものである。

2. 政令案の内容

職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】（改正法附則第1条第6号）

○ ストレスチェックについて、現在、努力義務とされている労働者数50人未満の事業場について実施を義務付ける。

→ 施行期日：令和10年4月1日とする。

化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】（改正法附則第1条第7号）

① 危険性・有害性情報の通知事項に変更を行う必要が生じた場合における、法第57条の2第1項に規定する通知対象物譲渡者等による通知を努力義務を義務に改める。

② 通知対象物譲渡者等による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。

→ 施行期日：令和12年4月1日とする。

3. 施行期日等

公布日：令和8年6月（予定）

施行期日：公布日